

## 次世代育成支援対策推進法に基づく独立行政法人農林漁業信用基金行動計画

### 独立行政法人農林漁業信用基金

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 具体的な目標及び取組

子育てがしやすい勤務環境に向けて、仕事と家庭の両立を支援するため、育児休業等を取得しやすい環境づくりの実現に向けて以下の取組みを進める。

(1) 仕事と育児の両立等を支援するための制度周知

育児制度（育児休業（休業中及び休業後の待遇を含む）、母性保護、休暇（小学校3年生までの子の行事参加等）、育児短時間勤務等の勤務時間、深夜勤務・時間外勤務の制限措置、超過勤務の免除措置（小学校就学前の子を養育）、健康保険組合による出産費用の給付等の経済的な支援措置等仕事と家庭の両立を支援する制度）などの各種制度の理解及び利活用を図る。

取組1：育児制度及び給付金などの各種制度のパンフレットを作成し、制度の周知を図るとともに、職員に対して説明会や研修を通じ理解を深める。

<対策>

- 令和7年度 制度に関するパンフレットの作成
- 令和8年度～ 制度に関するパンフレットの職員配布及び説明会等の実施

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後を通じて母子の健康を適切に確保するため、職員が妊娠を申し出た場合、管理者は必要に応じて業務を調整し、その職員の負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかからないよう配慮する。

取組2：妊娠・出産後の仕事と育児の両立に関する相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和7年度 妊娠・出産後の仕事と育児の両立に関する相談窓口の検討、設置
- 令和8年度～ 妊娠・出産後の仕事と育児の両立に関する相談窓口について、職場の掲示板へ掲載し周知する。

### (3) 育児休業・育児目的の休暇取得の促進、取得しやすい環境づくり

育児休業・育児目的の休暇の取得促進のため、前広な業務計画や休暇取得計画の策定、夏季期間等における呼びかけ等を行い、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

【目標】育児休業・育児目的の休暇取得率

男性職員・・・85%以上

女性職員・・・100%を維持

取組3：育児目的の休暇、計画的な年次休暇及び連続休暇の取得について、職員周知を行う。

#### <対策>

- 子どもの学校行事等への参加や男性の育児参加等における休暇の推進及び計画的な年次休暇の取得促進のために職員周知を行う。
- ゴールデンウィークや夏季休暇など、連続休暇の取得促進のために職員周知を行う。

取組4：育児休業・育児目的の休暇を取得しやすい環境づくりを行う。

#### <対策>

- 職員が育児休業に入る際には、管理者は職員が安心して育児休業に入れるよう、必要に応じて業務を調整し、代替要員の確保に努める。
- 育児休業からのスムーズな職場復帰が出来るよう、休業中の職員に職場や業務の状況について情報提供を行う。
- 育児休業等の取得や子育てがしやすい勤務環境を構築するため、各部署で「働きやすい職場づくり」についてディスカッションを実施し職員間での認識を共有する。

### (4) 時間外勤務の縮減

育児を行う職員の深夜勤務・時間外勤務の免除措置等を活用するとともに、超過勤務の縮減を図る。

取組5：ノー残業デーを設定し、時間外勤務の縮減に取り組む。

#### <対策>

- 令和7年度 ノー残業デーの設定の検討、実施  
ノー残業デーの実施について、毎月職場の掲示板へ掲載し周知する。

3. 行動計画期間中は、必要に応じて随時計画の見直しを行う。